

国保新制度への移行準備について

(市町村国保の都道府県単位化に向けて)



京都府広報監 まゆまろ

平成28年7月26日

京都府健康福祉部医療保険政策課

【目次】

- I 市町村国保の構造的課題と対応の方向性
- II 国保運営方針の位置付け
- III 国保制度改革の概要(運営の見直し)
- IV 国保保険料の賦課、徴収の仕組み
- V 保険者努力支援制度の前倒し
- VI 都道府県、市町村別データ

市町村国保が抱える構造的な課題と 社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合：国保(35.6%)、健保組合(5.6%)
- ・一人あたり医療費：国保(32.6万円)、健保組合(14.6万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(202万円(推計))
- ・無所得世帯割合：27.8%

③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
市町村国保(10.3%)、健保組合(5.6%) ※2割は本人負担分のみの推計値

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・収納率：平成11年度 91.36% → 平成26年度 90.95%
- ・最高収納率：95.25%(鳥取県) 最低収納率：88.74%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額：約3,800億円 ・うち決算控除等の目的：約3,500億円
- ・繰上充用額：約900億円(平成26年度)

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・1716保険者中3000人未満の小規模保険者：467(全体の1/4強)

⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大：2.7倍(北海道) 最小：1.1倍(富山県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大：22.4倍(北海道) 最小：1.2倍(徳島県)
- ・一人当たり保険料の都道府県内格差 最大：3.7倍(長野県) 最小：1.3倍(兵庫県)

※東京日本大震災による保険料(税)増徴の目的が大きい都府県を除く。

➡

① 国保に対する財政支援の拡充

② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な課題を解決することとした上で、

- ・財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
- ・保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討

③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

※①～⑤までは平成23年度実績、⑥～⑦までは平成26年度実績。

国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約8兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

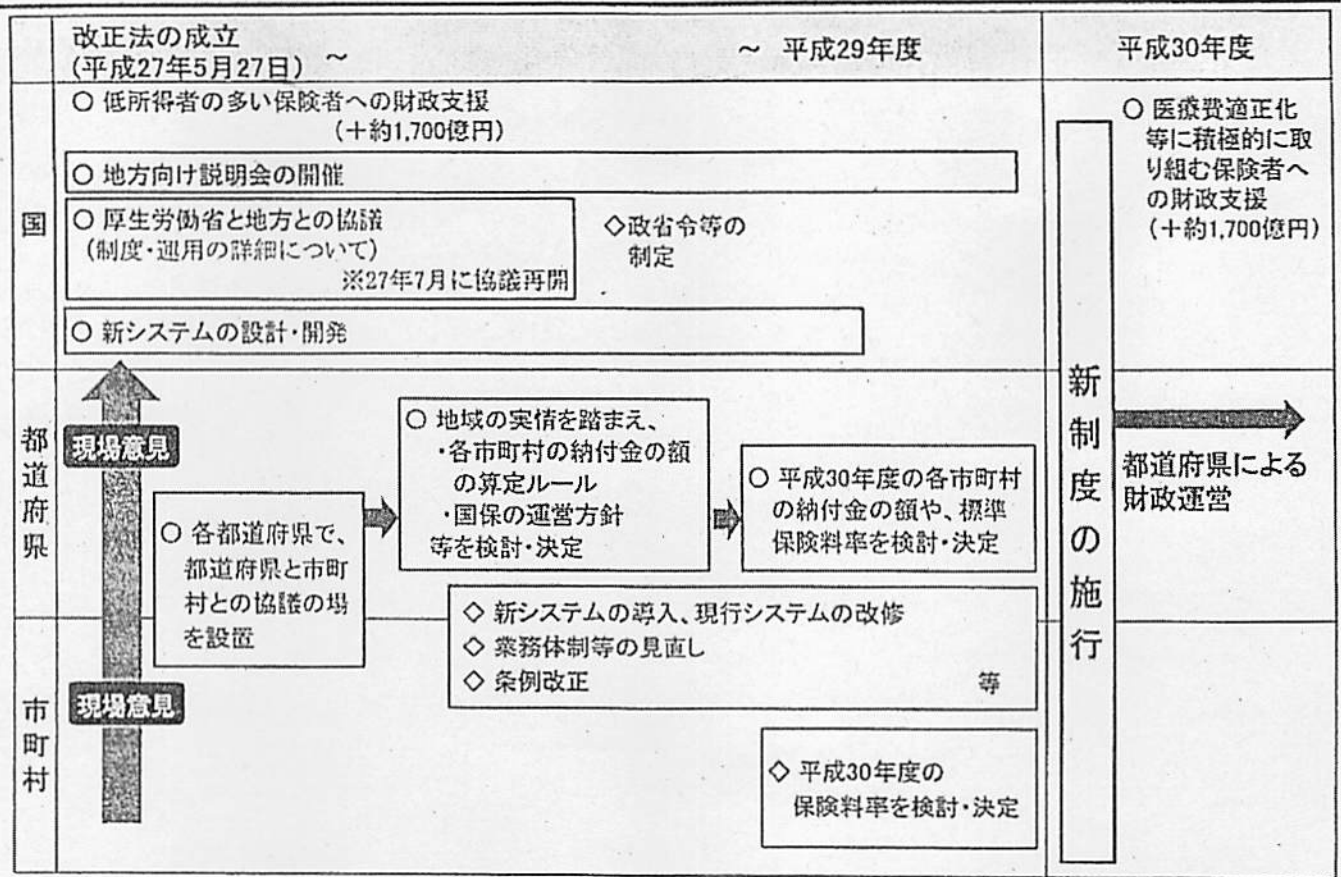
○ 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
 - 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)
 - 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
 - 財政リスクの分散・軽減方策(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等)等
- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円)
 - ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

○ あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

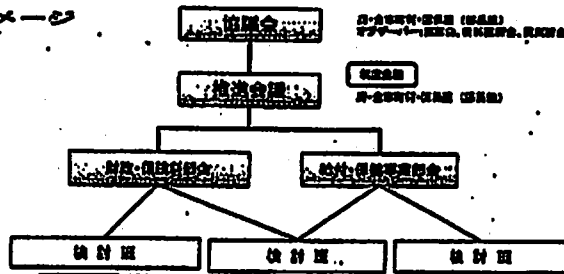
国保制度改革の主な流れ (イメージ)



国保制度改革に係るこれまでの動き

国	府
<p>平成27年度</p> <p>5月27日：医療保険制度改革法可決成立</p> <p>9月30日：【国通知】 ・国保改革のH27の進め方、準備事務</p> <p>11月17日：【システム】・国保標準事務処理システム調達仕様書等公開</p> <p>1月18日：【国通知】 ・納付金等算定方法、運営方針策定ガイドライン(案)</p> <p>2月2日：【説明会】市町村セミナー(国による検討状況)</p> <p>2月29日：【説明会】全国国保主管課長等会議(国による検討状況)</p> <p>3月30日：【国通知】 ・平成28年度国保制度関係業務事業実施要綱</p> <p>平成28年度</p> <p>4月8日：【システム】 ・国保標準事務処理システムに係る要件定義書等の公開</p> <p>4月19日：【国通知】 ・平成28年度国保制度関係業務準備事業費補助金交付要綱、同意事項 ・同補助金に係る事前調査等の提出依頼</p> <p>4月21日：【説明会】国保標準事務処理システムに係る全国説明会</p> <p>4月28日：【国通知】 ・納付金等算定方法、国保運営方針策定ガイドライン発出 ・国保標準事務処理システムのサポートサイト開設 ・保険者努力支援制度における評価指標の候補の提示</p> <p>5月18日：【説明会】市町村事務処理標準システムの全国説明会</p>	<p>7月10日：第1回広域化協議会推進会議 (国保制度改革の説明等説明)</p> <p>10月9日：財政・保険料部会(国の検討状況、国保事務の効率化、標準化、広域化)</p> <p>11月：準備会議(給付、資格、保険料・財政)</p> <p>12月18日：第1回給付・保健事業部会(柔道整復療養費、特定健診・特定保健指導)</p> <p>2月5日：第2回広域化協議会推進会議 (国の検討状況、納付金算定、今後の検討体制、第三者求償)</p> <p>2月26日：第2回給付・保健事業部会(柔道整復療養費、第三者求償)</p> <p>3月2日：第3回広域化協議会推進会議 (今後の検討体制、広域化等支援方針の改正案、28年度府当初予算)</p> <p>3月25日：京都市市町村広域化等協議会 (国保改革の検討状況、今年度の取組、今後の検討体制、広域化等支援方針の改正)</p> <p>5月13日：第1回広域化協議会推進会議</p> <p>5月27日：検討班設置(財政班、試課・収納班、資格・給付班)</p> <p>6月27日～：検討班会議開始</p>

検討体制案のイメージ



※検討班の設置・構成は、地域別、保険者規模別などに配慮し、都府県内において定めることとする。

各項目の検討スケジュール

項目	平成28年度			平成29年度		
	前期	中期	後期	前期	中期	後期
(1) 国民健康保険の国保に関する費用及び財政の見直し			→			
(2) 市町村における保険料の標準的な算定方式に関する事項		→	→			
(3) 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項		→	→			
(4) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項		→	→			
(5) 医療費の適正化に関する事項		→	→			
(6) 市町村が担う事務の効率化及び広域的な広域の推進に関する事項		→	→			
(7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項		→	→			
(8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整		→	→			

国保運営方針の位置付け

○ 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

※1 都道府県は、あらかじめ協議会議で市町村の意見を聞いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論を経て、地域の実情に応じた国保運営方針を定める。

※2 厚生労働省は、地方と協議をしつつ国保運営方針のガイドラインを作成し、都道府県へ示す予定。

■ 主な記載事項

〈必須事項〉

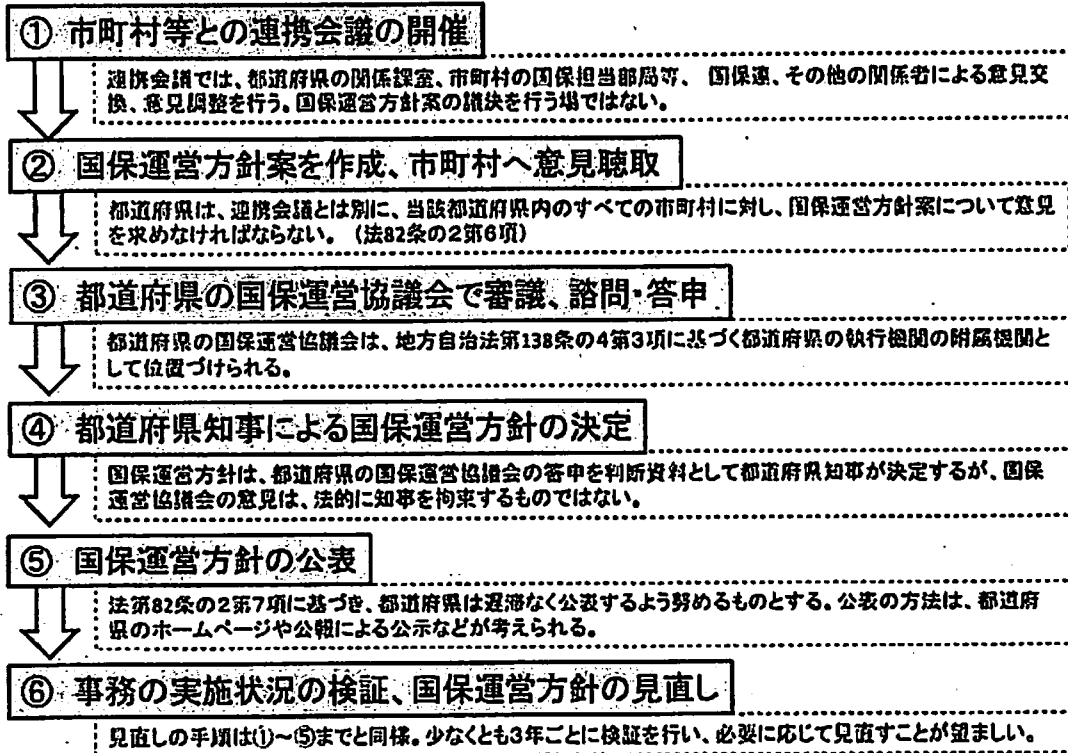
- (1) 国保の医療費、財政の見直し
- (2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発見した場合における不正利得の回収に関する事項 等

〈任意項目〉

- (5) 医療費適正化に関する事項
・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等
- (6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

国保運営方針の策定手順

○ 国保運営方針の策定に当たっては、①都道府県・市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有すること、②被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の関係者の意見を聴くことが重要であり、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくことが重要。このため、以下の手順を基本として、地域の実情に応じて策定を行う。

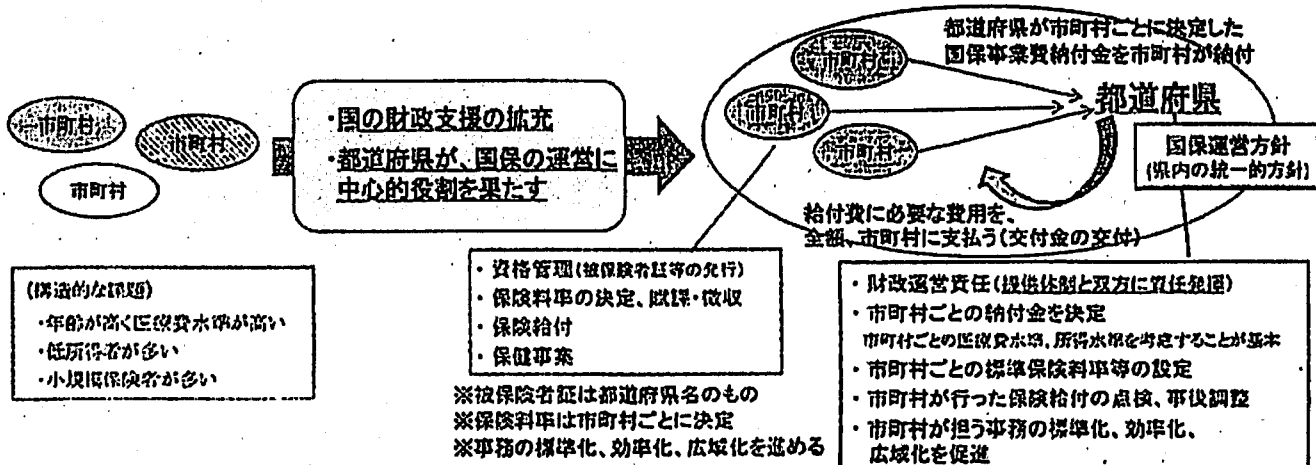


国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

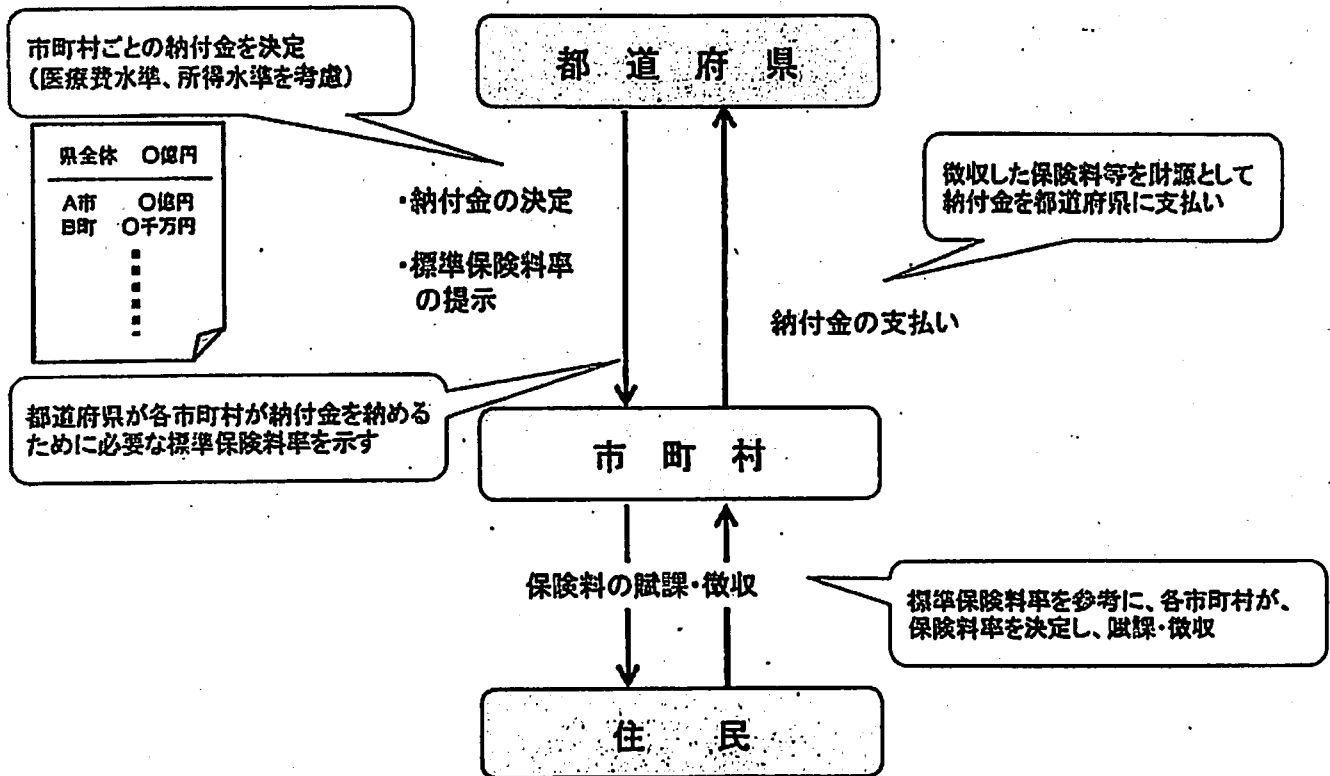
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
 - ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進
- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割

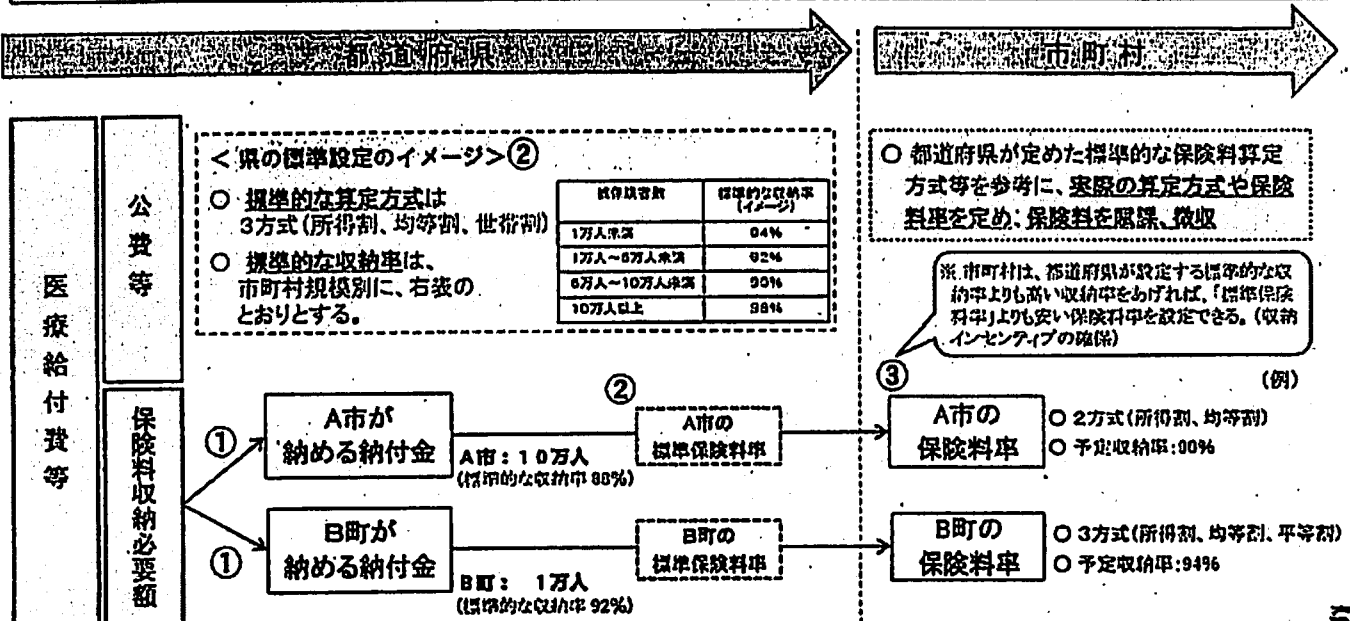


○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める



国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み(イメージ)

- 都道府県は、
 - ・ 医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金(※)の額を決定(①)
※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
 - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表(②)
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。(③)



主な納付金・標準保険料率の算定ルール

(3) 標準保険料率の原則的考え方

- 標準保険料率は医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の納付金額に応じてそれぞれ分けて算定する。その際、下記の3つの保険料率を算定する。

全国調整	
都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す
各市町村の算定基準にもとづく標準的な保険料率	各市町村に配分された給付金を支払うために必要な各市町村の算定基準にもとづく保険料率

(4) 標準保険料率の算定の手順(医療費分)

(納付金額からの調整)

- 医療分の納付金額から、保険者支援制度や国の特別調整交付金など当該市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など、保険給付費等交付金の対象となっていない費用については、各市町村個別に、それぞれの納付金額に加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

(収納率による調整)

- 標準保険料率の算定に必要な保険料総額を都道府県が定める標準的な収納率で割り戻して調整した後に、当該市町村の被保険者数や総所得金額、算定方式等に基づき、標準保険料率を算定する。

※後期高齢者支援金分・介護納付金分についても上記と同様の調整を行う。

国保 保険者努力支援制度の前倒しについて

経済財政運営と改革の基本方針2015(抄)[平成27年6月30日閣議決定]

(インセンティブ改革)

全ての国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組むつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要である。

このため、保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映する。その取組状況を踏まえ、2018年度(平成30年度)までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立(中略)など、保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。

保険者努力支援制度の前倒し分

実施時期: 28年度及び29年度

対象 : 市町村

規模 : 特別調整交付金の一部を活用(規模は今後検討)

〔 既存の特別調整交付金の基準・規模を考慮しつつ検討

震災関係 337億円、子どもの被保険者 125億円、精神疾患 150億円 等

評価指標: 保険者共通の指標に加え、収納率等国固有の問題にも対応

保険者努力支援制度

実施時期: 30年度以降

対象 : 市町村及び都道府県

規模 : 700~800億円

評価指標: 前倒し分の実施状況を踏まえつつ 検討

保険者努力支援制度 前倒し分の指標の候補(4/28提示)

保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- 特定健診受診率
- 特定保健指導受診率
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- がん検診受診率
- 歯科疾患(病)検診実施状況

指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

- 重症化予防の取組の実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

- 個人へのインセンティブの提供の実施
- 個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

- 重複服薬者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

- 後発医薬品の促進の取組
- 後発医薬品の使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

- 保険料(税)収納率
- ※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

- データヘルス計画の策定状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況

- 医療費通知の取組の実施状況

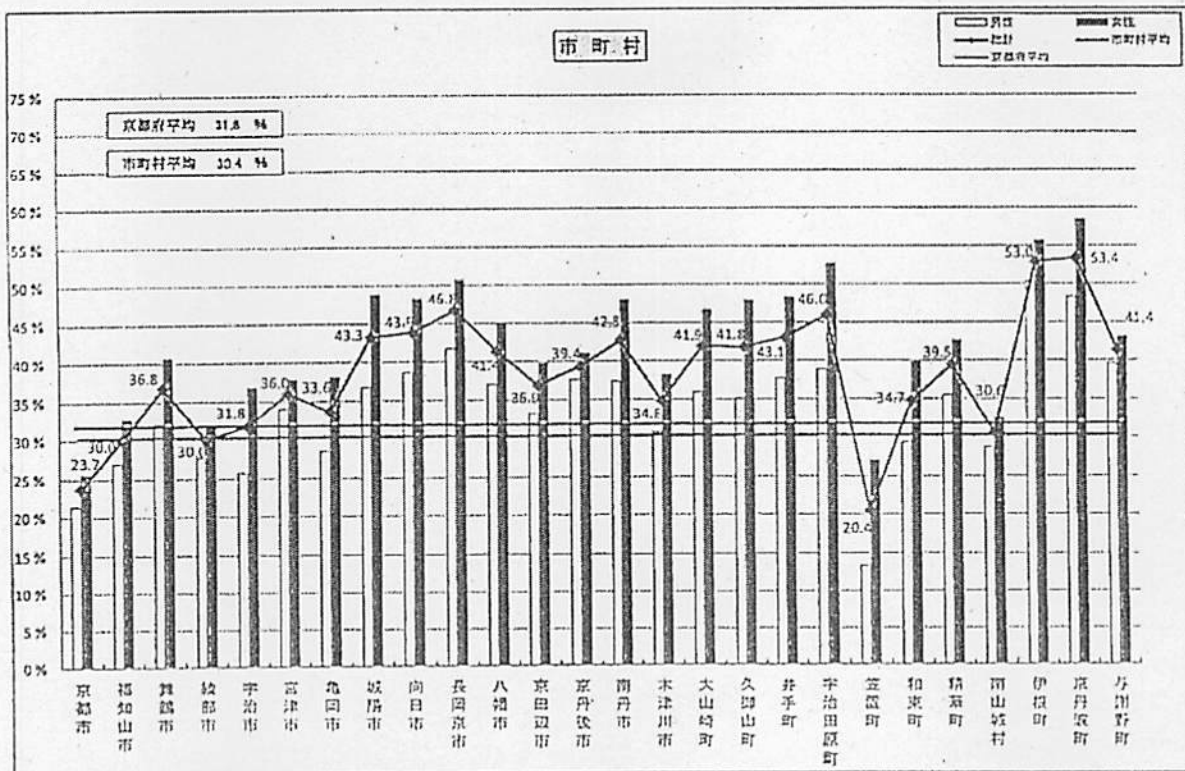
指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況

- 国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

- 第三者求償の取組状況

特定健診受診率



市町村国保の都道府県別収納率（現年度分）

○平成26年度の収納率を都道府県別に見ると、島根県(95.25%)が最も高く、東京都(86.74%)が最も低い。
○平成26年度においては、46都道府県の収納率が上昇した。

順位	都道府県	平成25年度		平成26年度		対前年度増減	
		率	順位	率	順位	率	順位
1	北海道	91.94	23	92.65	19	0.62	9
2	青森県	88.84	43	89.10	42	0.26	49
3	岩手県	92.34	17	92.76	16	0.42	21
4	宮城県	90.19	40	91.01	37	0.82	4
5	秋田県	91.72	25	92.15	26	0.41	24
6	山形県	92.71	12	93.05	13	0.34	33
7	福島県	90.38	39	90.18	40	-0.20	47
8	茨城県	89.44	41	90.02	41	0.57	13
9	栃木県	88.38	46	88.79	45	0.42	22
10	群馬県	90.78	35	91.44	32	0.67	6
11	埼玉県	88.84	43	89.44	42	0.61	11
12	千葉県	88.45	44	89.11	44	0.64	8
13	東京都	86.20	47	86.74	47	0.54	15
14	神奈川県	90.65	36	91.44	31	0.80	5
15	新潟県	93.32	8	93.58	9	0.26	39
16	富山県	94.49	2	94.68	2	0.19	45
17	石川県	92.04	19	92.64	18	0.60	12
18	福井県	91.93	23	92.30	23	0.38	29
19	山梨県	91.00	32	92.15	27	1.12	1
20	長野県	93.69	6	93.99	5	0.30	37
21	岐阜県	92.39	16	92.68	17	0.29	38
22	静岡県	90.65	37	90.98	35	0.33	34
23	愛知県	92.98	9	93.43	9	0.42	20
24	三重県	91.01	31	91.40	33	0.39	27
25	滋賀県	93.73	4	94.08	4	0.35	31

順位	都道府県	平成25年度		平成26年度		対前年度増減	
		率	順位	率	順位	率	順位
26	東京都	86.52	6	87.76	6	0.23	41
27	大阪府	88.41	45	89.35	43	0.94	2
28	兵庫県	91.55	26	92.46	20	0.91	3
29	奈良県	92.55	14	93.12	10	0.57	14
30	和歌山県	91.97	20	92.37	21	0.41	25
31	鳥取県	91.91	21	92.31	22	0.50	19
32	島根県	94.95	1	95.25	1	0.30	36
33	岡山県	91.01	30	91.40	34	0.39	28
34	広島県	90.21	39	90.82	39	0.61	10
35	山口県	91.95	21	92.15	25	0.20	43
36	徳島県	91.31	29	91.57	30	0.26	30
37	香川県	92.11	13	92.30	24	0.20	44
38	愛媛県	92.91	10	92.93	14	0.02	46
39	高知県	92.51	15	92.92	15	0.41	26
40	福岡県	91.23	28	91.76	29	0.52	17
41	佐賀県	93.74	3	94.38	3	0.64	7
42	長崎県	92.72	11	93.07	12	0.34	32
43	熊本県	90.83	34	91.25	35	0.41	23
44	大分県	92.58	13	93.09	11	0.51	18
45	宮崎県	91.45	27	91.98	28	0.54	16
46	鹿児島県	90.85	33	91.17	36	0.32	35
47	沖縄県	93.49	7	93.72	7	0.23	42
	全国	90.42	-	90.99	-	0.53	-

(出)国保連合会調査報告書
(注)1)収納率は、前年同月同方式の収納率を用いて算出している。(小数点第2位未満は四捨五入)

国保保険料の都道府県内格差（平成26年度）

都道府県	市町村	県内格差(税別)			格差率	順位	
		最大	最小	格差			
北海道	遠軽町	150,169	三好市	56,369	2.7倍	84,320	23
青森県	野辺村	109,820	むすね町	65,207	1.7倍	81,573	32
岩手県	奥州市	88,036	岩泉町	57,900	1.5倍	76,385	41
宮城県	大崎市	100,822	七ヶ宿町	60,912	1.7倍	89,060	13
秋田県	大館市	138,006	小坂町	51,409	2.7倍	76,134	43
山形県	川西町	105,984	尾花町	62,249	1.7倍	90,160	7
福島県	平田町	96,368	0	0	0	75,706	44
茨城県	取手市	106,026	大宮市	59,387	1.5倍	84,615	22
栃木県	足利市	111,369	本町	75,383	1.5倍	91,942	3
群馬県	高崎市	111,402	上野村	56,855	2.0倍	87,120	19
埼玉県	八潮市	90,925	小川町	54,606	1.8倍	84,131	24
千葉県	松戸市	102,662	成田市	70,365	1.5倍	87,627	17
東京都	七千代地区	132,900	三石川	30,930	3.4倍	90,127	6
神奈川県	相模原市	117,394	相模原市	75,760	1.5倍	93,971	1
新潟県	新潟市	95,929	新潟市	55,739	1.7倍	82,398	26
山梨県	市川町	100,520	市川町	72,171	1.4倍	88,532	14
石川県	野々市市	105,759	野々市市	73,230	1.4倍	92,639	2
福井県	福井市	95,471	福井市	56,494	1.7倍	87,842	15
山梨県	富士吉田市	110,758	丹波山村	58,594	1.9倍	90,540	8
長野県	須坂市	114,987	大田村	31,352	3.7倍	77,467	38
岐阜県	岐阜市	100,632	岐阜市	67,432	1.6倍	91,717	5
静岡県	沼津市	100,304	沼津市	66,690	1.6倍	91,659	4
愛知県	岡崎市	100,859	岡崎市	63,572	1.7倍	89,632	10
三重県	津市	102,305	大紀町	56,593	1.8倍	85,190	21
滋賀県	彦根市	104,683	彦根市	70,905	1.5倍	87,665	16
京都府	京都市	96,006	伊吹町	50,638	1.9倍	80,409	34
大阪府	池田市	99,367	池田市	63,416	1.6倍	81,574	31
兵庫県	姫路市	98,852	姫路市	67,505	1.5倍	82,533	26
奈良県	生駒市	100,539	下北山村	45,743	2.2倍	82,391	29
和歌山県	白川町	99,278	白川町	49,792	2.0倍	80,111	35
鳥取県	鳥取市	89,511	鳥取市	60,115	1.5倍	79,728	36
徳島県	徳島市	98,540	徳島市	65,172	1.5倍	80,850	13
岡山県	岡山市	99,284	岡山市	66,761	1.5倍	82,519	27
広島県	府中市	92,376	府中市	54,392	1.7倍	87,462	18
山口県	宇野町	101,009	上関町	63,052	1.6倍	90,087	9
徳島県	石井町	99,937	石井町	58,060	1.7倍	82,944	25
香川県	高松市	99,700	高松市	63,854	1.6倍	86,646	20
愛媛県	松山市	86,310	松山市	58,655	1.5倍	76,659	40
高知県	高知市	88,189	高知市	45,975	1.9倍	77,063	39
福岡県	大牟田市	91,986	大牟田市	51,136	1.8倍	76,292	42
佐賀県	佐賀市	99,061	佐賀市	66,364	1.5倍	89,547	11
長崎県	大村市	81,715	大村市	63,996	1.3倍	74,864	45
熊本県	おんさ町	98,524	おんさ町	57,600	1.7倍	80,420	33
大分県	竹田市	94,620	竹田市	51,371	1.8倍	79,469	37
宮崎県	宮崎市	93,239	宮崎市	60,057	1.6倍	81,704	30
鹿児島県	中種子町	85,160	中種子町	33,082	2.6倍	70,452	46
沖縄県	北谷町	70,145	北谷町	28,449	2.5倍	56,166	47

(注)1) 県内格差(税別)とは、県内最大の市町村と最小の市町村との格差率を指す。
 (注)2) 格差率は、前年同月同方式の格差率を用いて算出している。
 (注)3) 東京都大塚市は、前年同月同方式の格差率を用いたため、1人当たり保険料が小さくなっている市町村がある。
 (注)4) 格差率を算出する市町村の格差率が最大となる。
 (注)5) 平成26年度 国保連合会調査報告書に基づき作成

1人当たり保険料(税) 全国平均 : 84,952円

都道府県別1人当たり医療費の格差の状況(平成26年度)

都道府県	1人当たり医療費			格差	順位
	最大	最小	格差		
北海道	645,052	225,623	2.7倍	369,929	13
青森県	363,406	264,439	1.4倍	314,222	39
岩手県	440,922	281,424	1.6倍	342,441	25
宮城県	417,823	291,811	1.4倍	333,558	32
秋田県	423,116	245,824	1.7倍	365,181	15
山形県	390,006	299,213	1.3倍	341,954	27
福島県	443,437	266,571	1.7倍	328,148	34
茨城県	351,082	249,673	1.4倍	289,415	40
栃木県	338,404	268,943	1.3倍	301,810	44
群馬県	403,384	236,400	1.7倍	307,275	40
埼玉県	353,054	268,583	1.3倍	303,090	42
千葉県	359,439	252,848	1.4倍	303,572	43
東京都	383,653	191,862	2.0倍	299,177	45
神奈川県	364,413	291,802	1.2倍	316,152	38
新潟県	449,967	269,869	1.7倍	339,895	28
富山県	392,067	336,136	1.1倍	359,684	10
石川県	423,524	338,292	1.3倍	375,995	12
福井県	399,594	306,003	1.3倍	359,261	15
山梨県	458,026	256,363	1.8倍	320,098	36
長野県	455,596	175,132	2.6倍	326,025	35
岐阜県	414,602	290,361	1.4倍	335,209	31
静岡県	378,558	290,512	1.3倍	319,431	37
愛知県	375,003	234,479	1.6倍	305,173	41
三重県	413,946	296,662	1.4倍	342,072	26
滋賀県	361,720	313,170	1.2倍	337,334	29
京都府	392,278	319,859	1.2倍	346,444	23
大阪府	427,777	293,395	1.5倍	347,447	23
兵庫県	412,079	314,423	1.3倍	350,534	22
奈良県	451,942	277,078	1.6倍	330,949	33
和歌山県	430,966	259,783	1.7倍	335,827	30
鳥取県	445,928	322,892	1.4倍	360,801	17
徳島県	497,688	351,047	1.4倍	409,779	2
岡山県	453,933	324,725	1.4倍	385,772	10
広島県	500,822	334,323	1.5倍	389,950	8
山口県	503,005	356,460	1.4倍	410,013	1
香川県	483,976	342,099	1.4倍	380,147	11
愛媛県	481,195	353,940	1.4倍	405,387	3
高知県	446,903	310,107	1.4倍	363,638	16
福岡県	562,166	313,008	1.8倍	386,310	9
佐賀県	441,104	316,793	1.4倍	357,316	20
熊本県	485,936	336,213	1.4倍	398,833	5
大分県	440,763	332,069	1.3倍	393,631	6
宮崎県	524,653	267,344	2.0倍	369,590	14
鹿児島県	487,622	344,043	1.4倍	400,777	4
沖縄県	436,711	310,023	1.4倍	351,534	21
東京都	485,624	253,940	1.9倍	393,564	7
沖縄県	422,476	187,924	2.2倍	287,062	47

(注) 3~2月2日ベースである。
(出所) 国民健康保険局平成26年度

1人当たり医療費 全国平均: 333,461円

都道府県内における1人当たり所得の格差(平成26年)

都道府県	平均所得(万円)	最高		最低		格差
		(万円)	(万円)	(万円)	(万円)	
北海道	57.8	猿払村	698.8	赤平市	28.3	22.4
青森県	48.6	六戸町	70.4	今別町	35.9	2.0
岩手県	50.2	野田村	68.4	金ヶ崎町	38.2	1.8
宮城県	58.5	南三陸町	83.3	新谷町	44.8	1.9
秋田県	42.4	大森村	188.6	小坂町	33.9	5.0
山形県	51.9	大蔵村	89.1	小国町	38.2	1.6
福島県	60.0	葛花村	234.3	柳津町	40.8	5.7
茨城県	65.1	つくば市	83.0	高萩市	60.9	1.6
栃木県	64.3	野木町	74.7	茂木町	50.2	1.6
群馬県	60.6	碓氷村	144.1	上野村	38.3	3.8
埼玉県	74.5	和光市	103.3	長瀧町	50.5	2.0
千葉県	75.0	浦安市	106.1	長南町	53.6	2.0
東京都	100.8	港区	250.1	椿原村	56.3	4.4
神奈川県	88.5	川上村	141.1	横須賀市	68.7	2.1
新潟県	52.6	湯沢町	61.3	阿賀町	38.2	1.7
富山県	59.2	黒部市	87.2	上市町	47.3	1.4
石川県	59.3	野々市市	78.5	穴水町	42.9	1.8
福井県	58.6	福井市	81.2	勝山市	51.8	1.2
山梨県	61.1	山中湖村	93.9	丹波山行	40.4	2.3
長野県	59.1	川上村	141.1	長和町	28.6	4.9
岐阜県	68.4	白川村	101.4	関ヶ原町	53.1	1.9
静岡県	73.0	長泉町	95.8	西伊豆町	48.4	2.0
愛知県	84.5	長久手市	132.2	東栄町	60.0	2.2
三重県	62.3	木曽岬町	80.8	御旗町	43.1	1.9
滋賀県	81.0	栗東市	86.3	豊郷町	44.4	1.9
京都府	64.2	宇治田原町	68.6	綾部市	41.8	1.6
大阪府	55.1	箕面市	81.0	泉南町	37.5	2.2
兵庫県	68.9	戸畑市	119.1	伊仙町	14.8	8.0
奈良県	54.7	生駒市	76.2	野迫川村	37.4	2.0
和歌山県	48.9	印南町	68.5	北山村	35.3	1.6
鳥取県	40.4	北栄町	62.0	若桜町	34.8	1.8
徳島県	51.6	知夫村	63.8	川本町	38.1	1.7
岡山県	54.1	玉野市	64.1	英珠町	35.2	1.8
広島県	60.0	府中町	72.1	竹原市	45.5	1.6
山口県	50.8	和木町	58.3	上関町	37.8	1.5
香川県	42.4	松茂町	59.6	つるぎ町	28.5	1.9
愛媛県	52.8	直島町	74.7	小豆島町	41.9	1.8
高知県	43.4	八幡浜市	48.6	松野町	25.2	1.9
福岡県	46.7	越知町	58.9	大豊町	26.4	2.2
佐賀県	52.0	新宮町	78.3	川崎町	25.6	3.1
熊本県	52.9	白石町	70.7	大町町	35.3	2.0
鹿児島県	45.2	長与町	57.6	香椎市	38.4	1.5
沖縄県	50.1	喜島町	62.2	津奈木町	27.7	2.2
東京都	42.3	日田市	45.7	別府市	34.3	1.3
宮崎県	44.3	新富町	52.8	猪塚村	33.0	1.8
鹿児島県	41.0	長島町	56.1	伊仙町	14.8	3.8
沖縄県	40.8	北大東村	84.4	多良間村	17.8	4.7

1人当たり所得 全国平均: 66.5万円

(注1) 厚生労働省保険局「平成27年度国民健康保険負担調査」過損(保険者票)における平成26年所得である。
(注2) ここでいう「所得」とは、国ただし所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。

国民健康保険 平成26年度 1人当たり保険料調定額 - 1人当たり医療費(確定値)

格差 約7.37倍

被保険者数(年間平均)

順位	市町村	被保険者数
1	東京都	3,572,293
2	伊根町	708
3	南山城村	1,029
4	和束町	1,742
5	井手町	2,305
6	宇治田原町	2,670
7	大山崎町	3,719
8	京丹波町	4,623
9	久御山町	5,116
10	宮津市	5,857
11	宇治野町	6,790
12	精華町	7,642
13	南丹市	8,709
14	綾部市	9,489
15	向日市	13,594
16	京田辺市	15,084
17	木津川市	16,717
18	京丹後市	17,841
19	福知山市	17,907
20	長岡京市	18,205
21	八幡市	20,912
22	舞鶴市	21,926
23	城陽市	22,049
24	亀岡市	23,632
25	宇治市	47,320
26	府計	616,531
	町村計	36,829
	市町村計	653,360

格差 約1.6倍

1人当たり保険料調定額

順位	市町村	1人当たり保険料調定額
1	東京都	56,638
2	綾部市	67,781
3	宇治野町	70,314
4	京丹後市	70,455
5	笠置町	73,495
6	京丹波町	74,482
7	南丹市	74,790
8	舞鶴市	76,262
9	向日市	76,809
10	井手町	77,022
11	南山城村	77,091
12	亀岡市	77,472
13	福知山市	78,105
14	京都市	79,442
15	京田辺市	81,757
16	大山崎町	82,603
17	宇治市	82,929
18	宮津市	83,209
19	和束町	84,153
20	久御山町	85,002
21	宇治田原町	87,047
22	八幡市	88,167
23	城陽市	88,983
24	木津川市	90,718
25	長岡京市	92,467
26	府平均	96,065
	市平均	80,339
	町村平均	81,590
	市町村平均	80,409

格差 約1.2倍

1人当たり医療費

順位	市町村	1人当たり医療費
1	東京都	319,359
2	宇治野町	321,550
3	宇治田原町	329,507
4	久御山町	338,460
5	亀岡市	339,209
6	京都市	340,026
7	八幡市	340,320
8	南山城村	343,150
9	木津川市	343,720
10	綾部市	343,732
11	舞鶴市	344,485
12	京丹波町	350,166
13	伊根町	355,451
14	宇治市	355,709
15	宮津市	355,814
16	南丹市	356,460
17	精華町	360,353
18	大山崎町	365,208
19	京田辺市	370,692
20	向日市	372,365
21	福知山市	374,371
22	和束町	375,499
23	長岡京市	377,816
24	城陽市	377,868
25	笠置町	388,100
26	府平均	392,278
	市平均	346,253
	町村平均	349,638
	市町村平均	346,444

※介護分調定額を除く。

(「平成26年度国民健康保険事業概要」(京都市)から抜粋)

第10表 市町村別地域差指数の推移

市町村	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
京都市	1.027	1.026	1.019	1.023	1.017
福知山市	0.991	1.006	0.998	0.988	1.033
舞鶴市	0.988	0.939	0.942	0.984	0.974
綾部市	0.863	0.889	0.880	0.941	0.933
宇治市	0.951	0.956	0.973	0.960	0.976
宮津市	0.992	0.940	0.956	0.977	0.975
亀岡市	0.979	0.940	0.961	0.964	0.988
城陽市	0.968	0.968	0.974	1.031	0.994
向日市	1.066	0.991	1.022	1.037	1.002
長岡京市	1.021	1.034	1.026	1.043	1.034
八幡市	0.973	0.944	0.898	0.918	0.967
京田辺市	1.019	0.998	0.941	1.018	0.943
京丹後市	0.874	0.897	0.932	0.910	0.906
南丹市	0.947	0.934	0.869	0.940	0.977
木津川市	1.035	0.998	1.021	0.969	0.958
大山崎町	0.942	0.845	0.947	0.900	0.950
久御山町	0.941	1.028	0.974	0.970	1.001
井手町	1.107	1.153	1.170	1.145	1.217
宇治田原町	1.111	1.017	0.937	1.003	0.926
笠置町	0.998	0.787	1.091	0.838	0.888
和束町	0.801	0.780	0.912	0.923	1.029
精華町	0.976	0.970	0.992	1.031	1.018
南山城村	1.163	0.879	1.136	1.165	0.837
伊根町	0.958	0.793	0.905	0.910	0.861
京丹波町	0.848	0.838	0.945	1.004	0.995
宇治野町	0.897	1.002	0.886	0.944	0.904
府計	1.001	0.996	0.995	1.002	0.999

(注) 指数は特別事情控除前のもの
「地域差指数」・・・厚生労働省保険局が、年齢補正をした医療費の地域差(全国平均=1.0)を毎年計算して公表